

公立大学法人公立千歳科学技術大学中期目標の一部改正について

1 改正の目的

公立千歳科学技術大学大学院の研究科及び専攻について、令和3年4月1日付けで名称変更が行われることから、中期目標の一部を改正する。合わせて、改元に伴う文言整理を行う。

2 改正内容

- (1) 大学院研究科及び専攻の名称変更
- (2) 中期目標期間の元号改正

3 改正日

令和3年4月1日

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、6年間[※]において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 （略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

※ 同法第78条に定める公立大学法人に関する特例規定を適用し、読替えを行った箇所